

令和2年10月26日

第103回 神戸市個人情報保護審議会

国民健康保険脱退届の電子申請システムの 構築について

(福祉局)

神福国第2255号
令和2年10月26日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元喜造



諮詢

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：福祉局国保年金医療課

国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

1. システムへの入力（申請者）

- ・申請者(世帯主) ID
- ・申請者パスワード
- ・申請者氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・申請者氏名フリガナ（カナ）
- ・申請者郵便番号
- ・申請者住所
- ・申請者電話番号
- ・申請者の国民健康保険脱退の有無
- ・申請者の国民健康保険証の返納有無
- ・申請者の国民健康保険の被保険者証番号
- ・申請者の福祉医療助成制度の該当区分
- ・申請者のマイナンバー変更の有無
- ・申請者のマイナンバー
- ・世帯員の氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・世帯員の国民健康保険証の返納有無
- ・世帯員の国民健康保険の被保険者証番号
- ・世帯員の福祉医療助成制度の該当区分
- ・世帯員のマイナンバー変更の有無
- ・世帯員のマイナンバー

2. システム自動設定

- ・申請日時
- ・申請 ID

3. 必要書類

- ・健康保険証の写しまたは健康保険資格取得証明書の写し
- ・マイナンバー確認書類の写し（マイナンバーに変更があった場合のみ）
- ・申請者の本人確認書類の写し

国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について

1. 趣旨

国民健康保険の被保険者が勤務先の健康保険に加入した場合は、国民健康保険法上、国民健康保険の脱退届を提出することが義務付けられている。

当該届出は住所地の区役所等の国保窓口で受付しているが、平成 30 年 7 月から郵送申請を導入し、令和元年 10 月からは行政事務センターへ郵送受付事務を委託している。当該届出に関する郵送申請の利用率は、昨年度は 8% 前後で推移し、新型コロナウィルス感染症が拡大した令和 2 年 4 月以降は 15% 前後に増加しているが、頭打ちとなっている。

そこで、市民サービス向上のため来庁せずにできる手続きの拡充をするため、新たに電子申請による手続きを導入する。

2. 事務の流れ

- ① 届出人は、PC、スマートフォンを利用し、本市ホームページの国民健康保険脱退届専用ページからアカウント登録し、ログインする。
- ② 届出人は、web 上で必要事項を入力し、添付書類の画像を添付し送信。
- ③ 行政事務センターは、LGWAN 環境の PC で届出情報を受理し、届出書と添付書類を印刷する。
- ④ 行政事務センターは、書類を確認し、不備があれば電子申請システムで不受理の登録をする。
- ⑤ 行政事務センターは、届出書類に基づき、国民健康保険システム（基幹系）に入力する。
- ⑥ 行政事務センターは、点検後、電子申請システムで完了の登録をする。
- ⑦ 行政事務センターは、点検後の届出書類を所管する区役所（保険年金医療課国保年金係）へ庁内メールで送付する。
- ⑧ 区役所では、届出書類を確認し、決裁後、保管する。

3. 電子申請の効果

本業務の実施にあたり、電子申請の仕組みを導入することで、来庁や郵送による手続きと比較して、時間やコストが軽減され、市民の利便性が向上する。また電子申請の件数が増加すれば区役所への来庁者が減少し、窓口の混雑緩和も期待される。

4. 実施時期

令和2年10月 web入力フォーム構築終了・職員によるテスト実施

令和2年11月 電子申請による受付開始

5. 電子申請による受付想定件数

令和3年3月までに、月間150件を想定（現行の郵送件数 月間約500件）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下の通り厳格に対応する。

（1）システム上の保護

- ① 使用するパソコンは、PC統合管理システムにより管理されており、行政事務センターにおいては、市が管理するインターネットカードを読み込ませた上でパスワードを入力しなければ起動しない。また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ② 申請者のパソコンと、データを受け取る電子申請サービス提供事業者が管理するサーバとの間は、TSLによる暗号化通信を行い、通信途中の漏洩及び改ざんを防止する措置を施す。
- ③ 行政事務センターによる操作については、IDをパスワードにより適切に権限設定を行い、当課の職員と行政事務センター職員および申請者以外はデータにアクセスできないようにする。
- ④ 電子申請受付システムは、IPアクセス制限により外部からのアクセスを自動的に判断し、制止する。
- ⑤ 外部からの不正アクセスを防止するWebアプリケーションファイアウォール（外部侵入防止装置）を設けるとともに、アンチウィルス、不正侵入検知防御（IPS/IDS）、Webフィルタリングなどの複数のセキュリティ機能を統合した統合脅威管理（Unified Threat Management）を導入し、情報漏洩等を防ぐ措置を講じる。

（2）運用上の保護

- ① 行政事務センターで出力した申請書及び添付ファイルは、施錠された書庫に保管させる。
- ② 個人情報の適正な取り扱いを確保するために行政事務センターの関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行わせる。

- ③パスワードは定期的に変更させるとともに、サーバへの操作状況（アクセス状況等）を常時監視・記録する。
- ④保存年限を経過したデータは、速やかに消去させ、データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄させる。
- ⑤契約終了後は、神戸市の指示により行政事務センターにシステム内の個人情報を記録した電磁的記録を廃棄させる。

（3）外部委託（行政事務センター）にかかる情報の保護

本事業において、申請受付、審査、及び市民からの問い合わせ対応等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

（4）電子申請サービス利用にかかる情報の保護

本事業において、電子申請サービス（LGWAN - ASP サービス）を利用し、申請を受け付けるが、サービスの利用にあたっては個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた神戸市の約款を遵守するよう特約事項を締結し、個人情報を厳格に管理させる。

国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について

